

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する第 17 条第 1 項の規定に基づき、坂戸都市計画公園 3・3・6 号北坂戸さかろんパークの決定について理由を示したものである。

I 公園の概要

北坂戸さかろんパークは、日本住宅公団（現独立行政法人都市再生機構）による北坂戸土地区画整理事業の中で整備された約 1.92ha の学校用地と 0.32ha の公共施設用地（現北坂戸地域交流センター）を活用し、新たに整備する近隣公園である。

北坂戸さかろんパークは、東武東上線北坂戸駅の西側約 650m、UR 北坂戸団地の西側に位置しており、多目的広場、ランニングコース、遊歩道等の施設のほか、多数の遊具を設置し、地域のレクリエーションや子どもの遊び、さらには、防災施設や歴史民俗資料館（令和 10 年度改修予定）を併設し、防災や学習の機能も持つ地域に開かれた市民の憩いの場となる予定である。

II 都市計画（変更）の必要性

北坂戸さかろんパークのある北坂戸駅周辺地区については、人口減少と高齢化の進展により地区のにぎわいが低下しており、その課題に対応するため、令和 5 年 7 月に「坂戸市北坂戸地区まち・くらし再生事業基本計画」を策定し、市の方針として決定したところである。

基本計画では、地区のほぼ中央に位置する溝端公園用地を活用し、民間活力の導入により、公共施設、民間施設及び賑わい広場を併設した多世代交流拠点を整備することで、都市機能の集約を図り、北坂戸地区における「まち・くらし再生」を促進することとした。令和 7 年 1 月 10 付け都市計画決定（変更）により、溝端公園の都市計画を廃止し、坂戸市都市公園条例に基づく都市公園の廃止は、令和 8 年 7 月に予定している。

このため、旧北坂戸小学校敷地及び隣接する北坂戸地域交流センター敷地について、溝端公園に代わる新たな公園として整備するものである。

なお、北坂戸地域交流センターは、令和 10 年 4 月に、廃止後の溝端公園跡地へ整備する多世代交流拠点内の公共施設へ移転する予定である。

III 上位計画での位置づけ

- 坂戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
コンパクトなまちの実現、都市機能の集積、地域生活を支える拠点の形成
- 第 7 次坂戸市総合計画（前期基本計画）
快適で整備されたまちづくり
- 坂戸市都市計画マスタープラン
中心市街地に相応しい都市機能の強化を図る。
準中心商業拠点として、既存商業施設の集積をいかし、駅周辺の整備を進め、地域サービスを中心とした商業地の充実を図る。
- 坂戸市立地適正化計画
北坂戸駅周辺地区を中心拠点とし、都市機能の集約を図る。

未利用地等の公的不動産を活用した拠点整備の促進を図る。